

小美玉市障がい者計画・第6期小美玉市障がい福祉計画・第2期小美玉市障がい児福祉計画（案）概要版

<基本理念>

本計画の基本理念は、国の「障害者基本計画」、茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえて、次のように定めます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

<基本目標>

基本目標1 理解とふれあいをめざして

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組み等を総合的に推進することが求められます。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮等の実践を促進します。

基本目標2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

障がい児が、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。

基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。

また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援の充実等に取り組めます。

基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標5 保健・医療の充実をめざして

障がいの原因には、先天性のものと後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育を図るとともに、障がいの発生予防に努めることが重要です。

また、障がいのある人には、定期的な医療を必要とする人もおり、特に難病の人は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たします。

全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

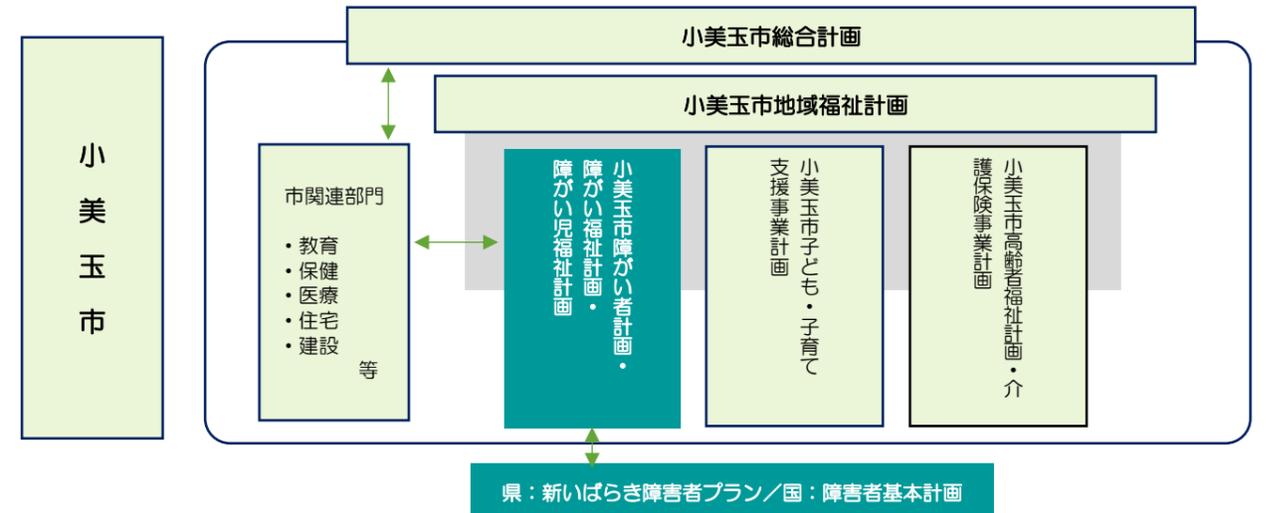
基本目標6 安心して暮らせる生活環境をめざして

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策及び感染症対策の充実に取り組めます。

<計画の期間>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者計画		第4次		第5次				第6次	
障がい福祉計画		第5期		第6期				第7期	
障がい児福祉計画		第1期		第2期				第3期	

<計画の位置づけ>



<計画策定の背景（障がい者施策の動向）>

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は大きく変化しています。

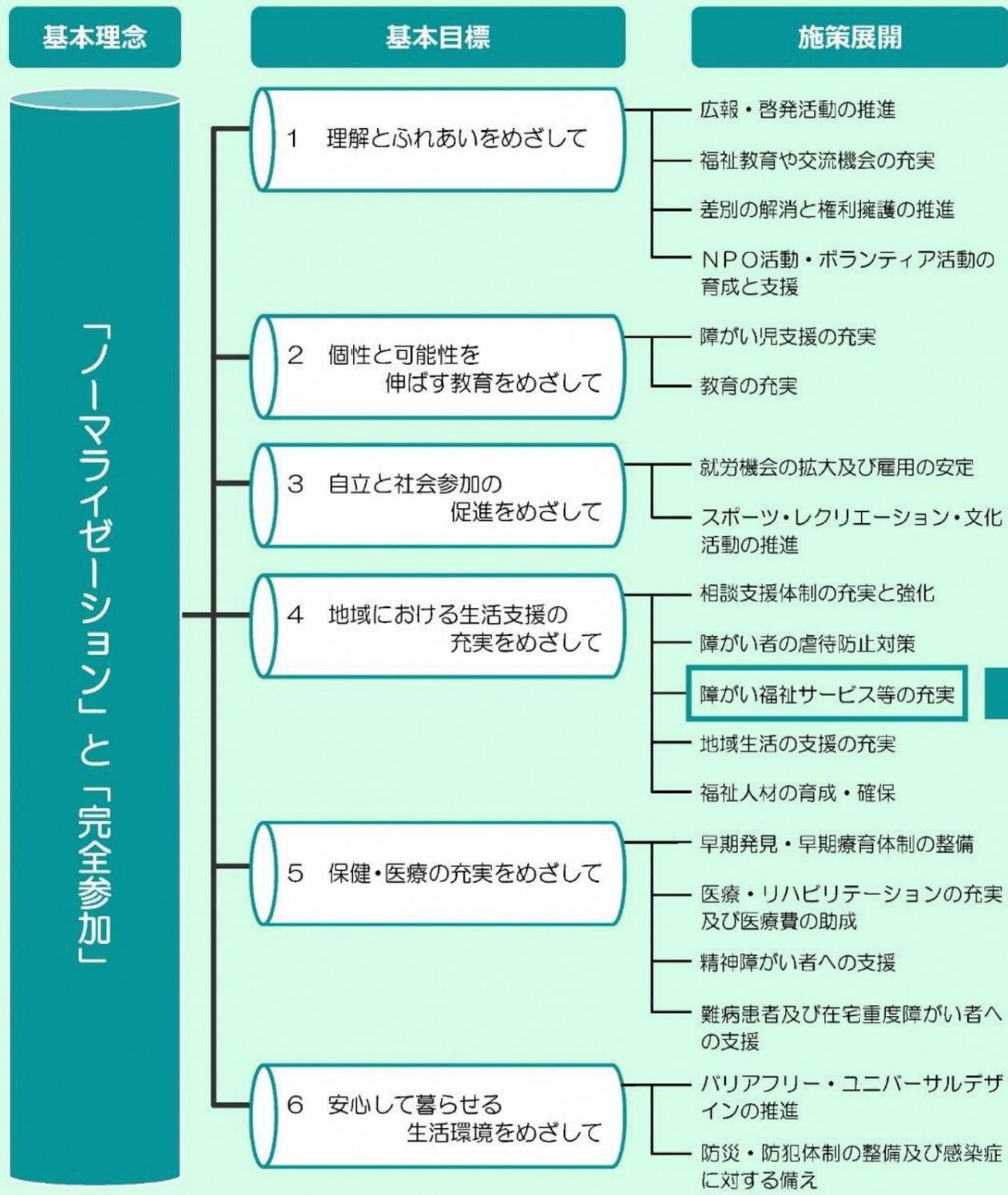
国においては、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成26年2月から障害者権利条約が効力を生じることとなり、「障がい」は個人の問題ではなく社会が作り出しているという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映され、新たに「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、障がい者を「保護の対象」としていた考えを大きく転換し、社会の対等な一員である「権利の主体」として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革が進められ、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されました。

平成28年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るためのさまざまな環境整備が進められています。

平成30年には、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すために改正社会福祉法が施行し、「地域共生社会」の考え方が位置づけられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもとに創っていく社会を目指しています。障がい者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、障がい者福祉分野の推進を図るため、障がいのある人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と障がい福祉サービス等である「共助」、市の責任で行う「公助」の視点を踏まえた地域づくりを推進していく必要があります。

＜施策の体系＞

小美玉市障がい者計画（障害者基本法による）



小美玉市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 【障害者総合支援法・児童福祉法等によるサービス】

